

墨田区商店リフォーム等助成条例（案）概要

1 目的

区内において店舗のリフォーム若しくは増築に係る工事又は店舗と一体となつて機能を果たす備品の購入を行う者に対し、助成金を交付することにより、区民が利用しやすい良質な店舗の形成及び魅力ある商店づくりを支援するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 交付対象者

次に掲げる全ての要件に該当する者

ア 区内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者又は区内の税務署に法人設立届出書を提出している法人で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 区内に店舗を所有し、又は賃借して営業している者又は営業を開始しようとしている者

(イ) 区内に店舗を所有している者

イ 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当していないこと。

ウ 関係する法令等に違反していないこと。

エ 住民税の滞納がないこと。

(2) 助成対象業種

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業その他墨田区規則（以下「規則」という。）で定める業種とする。

ただし、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

ア 店舗の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項各号に掲げる営業で、店舗の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

ウ 店舗において風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの

(3) 助成対象工事等

次に掲げる全ての要件に該当するもの。

ア 次に掲げる工事等の区分に応じ、当該工事等に要する費用（消費税額を含む。）がそれぞれ次に定める額以上であること。

(ア) リフォーム等工事（増築含む。） 20万円

(イ) 備品の購入 1個1万円以上で、かつ、合計10万円

イ 区内に本店又は主たる事業所を有する事業者が施工し、又は販売するものであること。ただし、区内で施工又は調達が困難であるものについては、この限りでない。

(4) 助成金の額

リフォーム等工事に要する費用及び備品の購入に要する費用の2分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。

(5) 助成の回数

同一店舗につき1回限りとする。

(6) その他

「助成の手続」「交付決定の取消し」「違約金」などの手続きを定める。

(7) 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日

本年6月1日